

2021 年度前期謝金チューター活動に関するお知らせ

2021 年 3 月 23 日

2021 年度前期謝金チューター活動を行うにあたっての留意点は下記のとおりです。

■2021 年度前期については、オンライン上の活動を推奨するものとし、謝金チューター活動としての条件を満たす場合は、謝金支払いの対象とします。なお、チューター活動を対面で行う場合は、必ず、新型コロナウイルス感染症予防のための対策（マスク着用等）を徹底するようお願いいたします。数に限りはありますが、留学生・国際交流センター事務室でフェイスガードをお渡しすることも可能ですので、希望者は申し出てください。

■チューター実施に関する基本的な流れは、従来と同様です。

①まず、留学生及び留学生指導教員と相談し、「実施計画書」を作成し、留学生・国際交流センター事務室へ提出してください。

注）謝金チューター場合、これまでに、宇都宮大学から謝金等の支給を受けたことのない方は、マイナンバーカード（写）等の提出・口座登録が必要です。必要書類を郵送しますので、留学生・国際交流センター事務室まで速やかにご連絡ください。

②謝金チューターの場合は、留学生と相談しながら活動を行うとともに、活動を行った月ごとに「指導実施報告書及び実施内訳書」（両面印刷）を作成し、留学生及び留学生指導教員の確認後、活動月の翌月 7 日までに留学生・国際交流センター事務室に届くよう提出（郵送でも可※封筒に赤字で「チューター謝金関係書類在中」と記載してください）してください。

※活動月の翌月 7 日までに提出された場合、活動月の翌々月 10 日が謝金振込予定日になります。書類不備等がある場合は、振込が遅くなります。書き間違い等がないか、必ずよく確認してから提出するようにお願いします。

■謝金チューターの場合で、オンライン活動のため留学生のサインがもらえない場合は、留学生より、「オンライン活動のため、確認のサインをすることができないが、○月○日○時○分～○時○分（日本時間）の○時間、○○の活動を行った」旨をメールに記載し、送信してもらってください。そのメール文の写しをサインに替えますので、「指導実施報告書及び実施内訳書」に添付して提出してください。

（※メールは月 1 通にまとめても結構ですが、内訳については、活動を行った日ごとに、時間・指導内容を全日分記載するようにしてください。）

■入構制限等のため、留学生指導教員の確認印を得ることができない場合は、メール等で①書類の確認と、②確認済みの旨の返信を依頼してください。①確認依頼及び②返信のメール文の写しを留学生指導教員確認印の替わりとしますので、「指導実施報告書及び実施内訳書」に添付して提出してください。

■その他、不明な点・相談事などがありましたら、下記問い合わせ先までお問合せください。

【問い合わせ先】〒321-8505 栃木県宇都宮市峰町 350
宇都宮大学 留学生・国際交流センター事務室（古橋・小川）
TEL:028-649-8166,8167
E-mail: exchange@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp